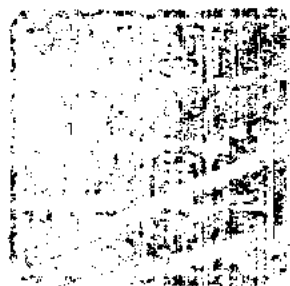


新しい婦人の地位



労働省婦人少年局



訂 正 表

頁	個 所	誤	正
15	労働基準法 母性をまもる規定 男女別の組合組織 状況	産前産後の休業	産前産後の休業
16	組合員数	5,685,835	5,686,774
16	男女別の組合組織 状況		注 1. 組合員数の 中男女の計が 総数と一致し ないのは、男 女不明の組合 があるからで ある。 2. 組織率は雇 用労働者数、 組合員数より 推定したもの である。

新しい婦人の地位

目 次

	頁		頁
1. 子供のとき		4. 家 庭 で	
誕 生	1	結婚の自由	17
(附表) 日本人の平均寿命	2	(附表) 結婚の相手をきめることについての世論	17
学校まで	3	(附表) 結婚に関しての新旧法制の比較	18
(附表) 乳幼児死亡率	4	夫婦の平等	19
2. 学 校 で		(附表) 妻の財産権についての世論	19
義務教育	5	(附表) 夫婦に関しての新旧法制の比較	20
(附表) 日本人の教育程度	6	扶 養	21
共 学	7	(附表) 扶養についての世論	21
(附表) 男女共学についての世論	8	(附表) 扶養に関しての新旧法制の比較	22
(附表) 昭和 27 年度新制大学等の進学適性検査成績	8	相 続	23
機会均等	9	(附表) 相続に関しての新旧法制の比較	24
(附表) 学校程度別の男女生徒数	10	家庭裁判所	25
いろいろな道	11	(附表) 男女別家事調停申立件数の割合	25
(附表) 男女学生の卒業後の状況	12	(附表) 男女別家事審判申立件数の割合	25
3. 職 場 で		(附表) 家事調停事件数	26
職業の機会	13	(附表) 家事審判事件数	26
(附表) 働いている婦人の数	14	5. 市民として	
(附表) 婦人の働いている理由	14	選挙権	27
働く婦人の権利	15	(附表) 男女の投票率	28
(附表) 一人一カ月平均現金給与総額	16	公職につく権利	29
(附表) 男女別の組合組織状況	16	(附表) 公職にある婦人	30
(附表) 組合役員数及び執行委員数	16	市民活動	31
		(附表) 婦人団体数と会員数	32

は し が き

今日、日本の婦人が法律上男子と平等な地位にあることは、だれでも知つてゐることで
すが、具体的にはどういう権利と義務をもつてゐるのでしょうか？ 昔とはどうちがうの
のでしょうか？ そして実際にその新しい権利と義務はどの程度いかされてゐるでしやう
か？

こういう点についてわかりやすくお答えするのが、このパンフレットです。

これは昨年の第四回婦人週間に、婦人少年局が東京の新宿三越で開いた「婦人の生活
展」の内容に多少の修正と補足を加えたもので、「婦人の生活展」に来られたかたと、来る
ことのできなかつた地方のかたがたの要望によつて作成しました。

婦人の地位について関心をもたれるかたたちに、この資料がお役にたてば幸です。

1953年1月

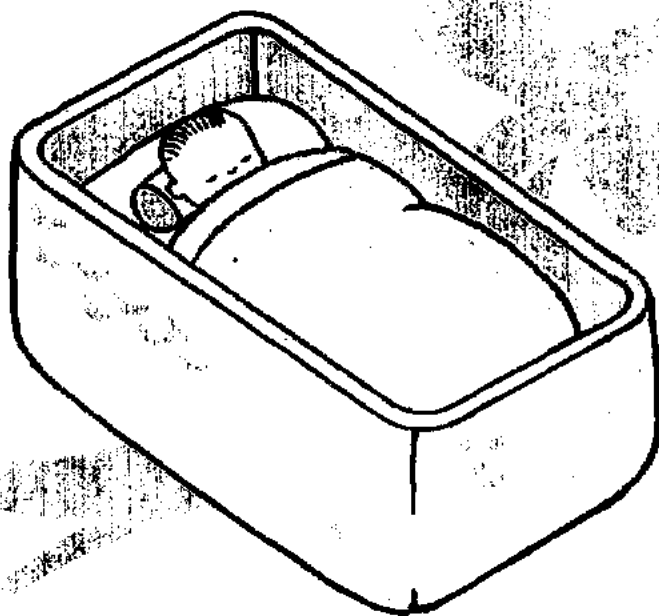
労働省婦人少年局

新 しい 婦 人 の 地 位

— 日本婦人の法制上の地位とその現状 —

「誕生」

みんなの喜びのなかに
家族の一員となります

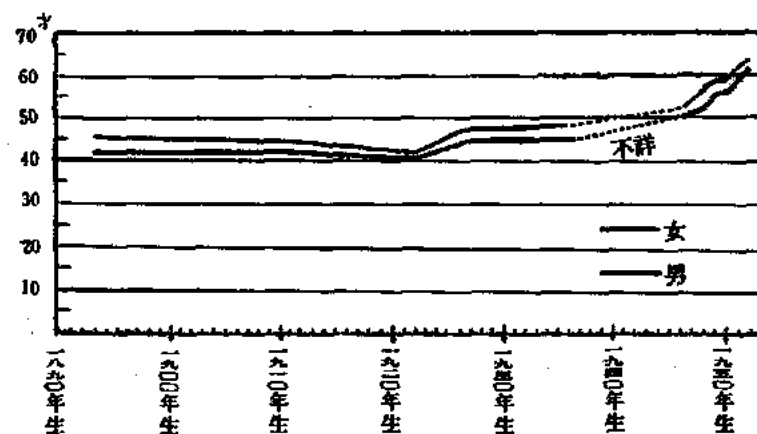


この赤ちゃんは
昔の赤ちゃんより
長生きのはずです

男の子は千両のとく
女の子は五百両のそん
と云ったのは昔のことです

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、
信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、
経済的又は社会的関係において、差別されない。
(憲法14条)

日本人は何才まで長生きするか



日本人の平均壽命 (0才の平均余命)

年 次 別		男	女
年 年		才	才
1891—1898	(明治24—31)	42.8	44.3
1899—1903	(" 32—36)	43.97	44.85
1908—1913	(" 41—大正2)	44.25	44.73
1921—1925	(大正10—14)	42.06	43.20
1926—1930	(昭和1—5)	44.82	46.54
年月 年月			
1935, 4—1936, 3	(" 10—11)	46.92	49.63
1947, 1—1947, 12	(" 22)	50.06	53.96
1947, 4—1948, 3	(" 22—23)	51.54	55.32
1948, 4—1949, 3	(" 23—24)	55.74	59.33
1949, 4—1950, 3	(" 24—25)	56.19	59.61
1950, 4—1951, 3	(" 25—26)	57.91	61.09
1951, 4—1952, 3	(" 26—27)	60.03	63.23

- 註 1. 1891—1936年は内閣統計局調。
 1947年は厚生大臣官房統計調査部調。
 1947—1952年は人口問題研究所算定。
2. 平均余命とは、調査の期間において各年齢の死亡率が将来つゞくと考えた場合に、ある年齢の者があと何年生きられるかを平均したもの。

「学校まで」

男の子も女の子も区別なく
人として大切にされ
心身ともにすこやかに
幸福にそだてられます

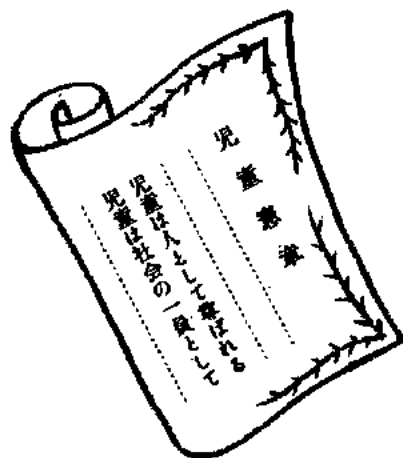


里親制度

保育所、乳児院



虐待禁止

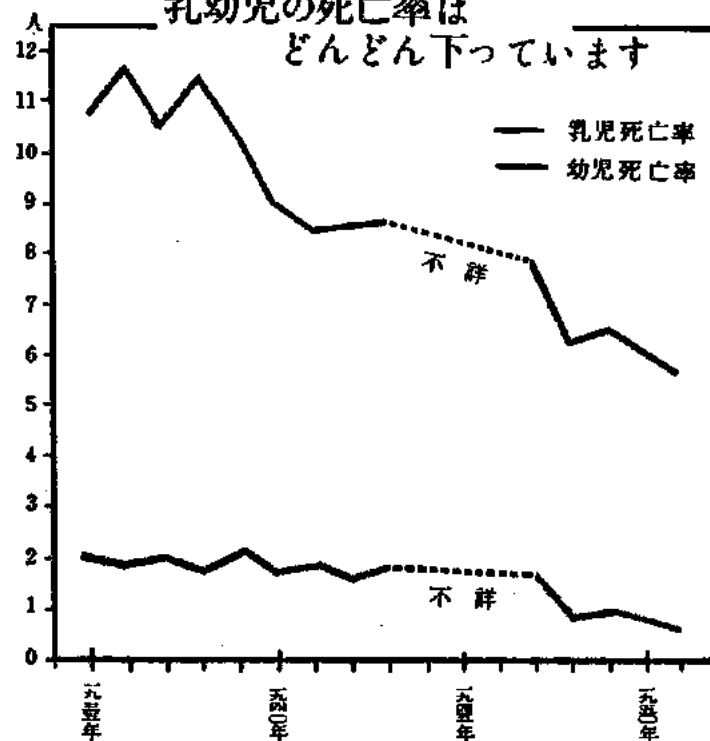


養子縁組は
家庭裁判所で

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努めなければならない。
すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
(児童福祉法総則1条、2条)

(100人につき)

乳幼児の死亡率は
どんどん下っています



児 童 憲 章

憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、国民全体の申合せのかたちで、昭和26年5月5日の子供の日に発表宣言されたもので、12條よりなっています。

母 子 手 帳

母と子の健康をまもるための手帳で、妊娠の届出と同時に交付され、出産後は子供の手帳になり、小学校に入るまで用います。

里 親 制 度

親や身寄りのない子供を自分が代つて育てたいという人で知事が適当と認めた人に、そういう子供を育ててもらいます。里親になりたい人は前もつて知事に申し出て登録しておきます。養育費は都道府県で出します。

虐 待 禁 止

奇形の子供を見世物にしたり、子供に軽業、こじき、「うたわせてよ」をさせたり、お酌や淫らなことをさせたりすることは、禁止されています。

保育所、乳児院

保護者が働きに出かけたり、病気がつたりして家で育てられない子供は、保育所（昼間だけ）乳児院（満1才にみたない赤ちゃん、必要のあるときは満2才に達するまで）にあずけられます。

その他助産施設、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、盲ろうあ児施設、教護院、児童厚生施設（児童遊園、児童館）等も利用できます。（以上児童福祉法）

養 子 縁 組

未成年者を養子にするには家庭裁判所の許可が必要です。（民法 798條）

児 童 の 労 働

12才未満の児童は労働者として使用することはできません。ただし、映画、演劇は例外です。（労働基準法56條）

乳 幼 児 死 亡 率

（各年齢人口 100対）

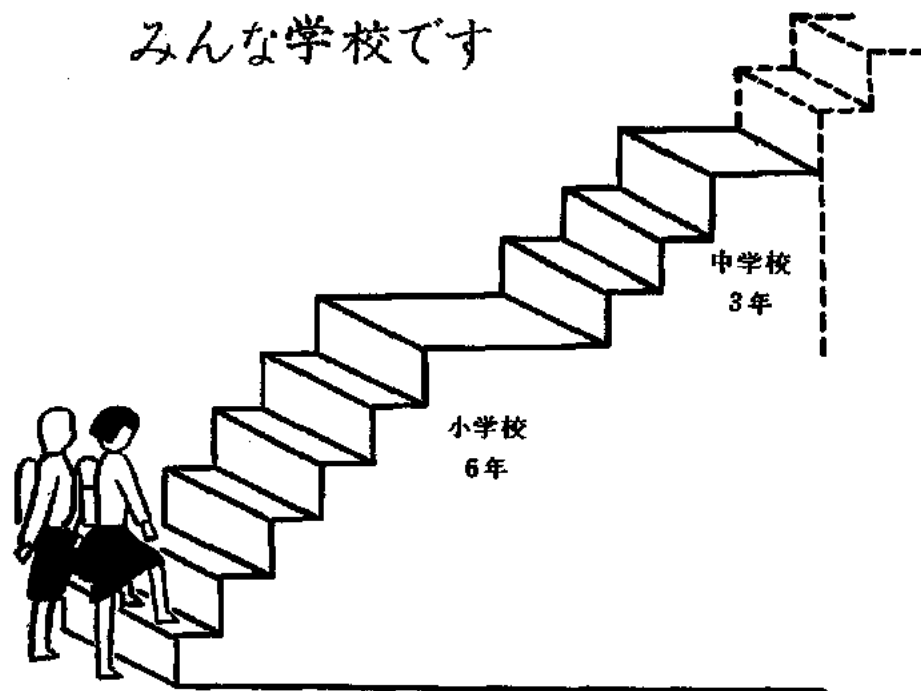
年 度	乳児死亡率 (0才)	幼児死亡率 (1~4才)
1935年 (昭和10年)	10.67	2.06
1936 (11)	11.67	1.96
1937 (12)	10.58	2.12
1938 (13)	11.44	1.98
1939 (14)	10.62	2.28
1940 (15)	9.00	1.89
1941 (16)	8.41	1.93
1942 (17)	8.55	1.70
1943 (18)	8.66	2.00
1944—1946 (19—21)	-	-
1947 (22)	7.67	1.72
1948 (23)	6.17	1.05
1949 (24)	6.25	1.13
1950 (25)	5.98	0.94
1951 (26)	5.71	0.90

註 厚生省児童局調査による。

義務教育

満6才になると

みんな学校です



国民はその保護する子女に、9年の普通教育をうけさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴集しない。

(教育基本法4條)

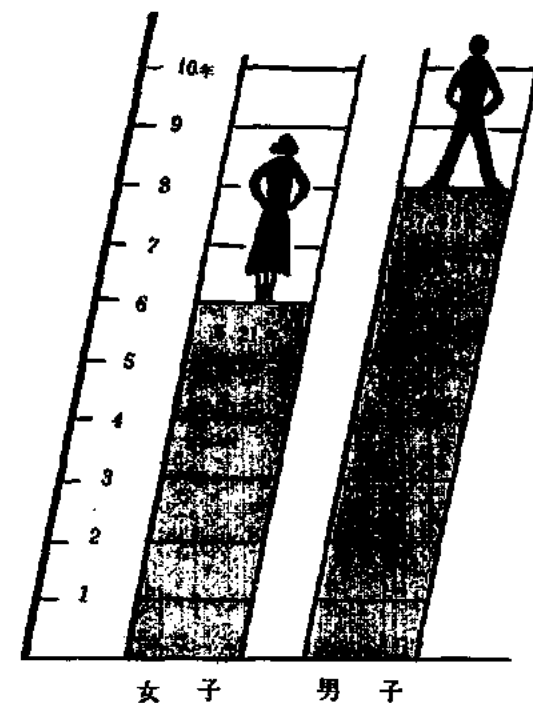
義務教育が9年間となったので

国ゼんたいの教育程度が

高くなるでしょう

今までの日本人のおとなの教育程度

—就学年数—



日本人の教育程度

— 25才以上の男女の就学年数 —

人 数 就学年数	男	女	計
	千人	千人	千人
0 年	556 (3.1%)	2,134 (10.8%)	2,690 (7.2%)
1 ~ 3年	585 (3.3%)	1,010 (5.1%)	1,595 (4.3%)
4 年	1,480 (8.4%)	1,945 (9.9%)	3,425 (9.1%)
5 ~ 6年	3,243 (18.3%)	5,080 (25.7%)	8,323 (22.2%)
7 ~ 8年	6,686 (37.8%)	5,344 (27.1%)	12,030 (32.1%)
9 年	718 (4.1%)	583 (3.0%)	1,301 (3.5%)
10 年	841 (4.8%)	1,702 (8.6%)	2,544 (6.8%)
11 年	1,243 (7.0%)	1,180 (6.0%)	2,423 (6.5%)
12 年	559 (3.2%)	395 (2.0%)	953 (2.5%)
13 年	544 (3.1%)	199 (1.0%)	743 (2.0%)
14 ~ 15年	729 (4.1%)	123 (0.6%)	852 (2.3%)
16 年	172 (1.0%)	19 (0.1%)	191 (0.5%)
17 年 以上	325 (1.8%)	11 (0.1%)	336 (0.9%)
計	17,700 (100%)	19,745 (100%)	37,444 (100%)
平均就学年数	7.69年	6.21年	6.94年

註 総理府統計局 1950 年国勢調査による

— 法 律 改 正 前 には —

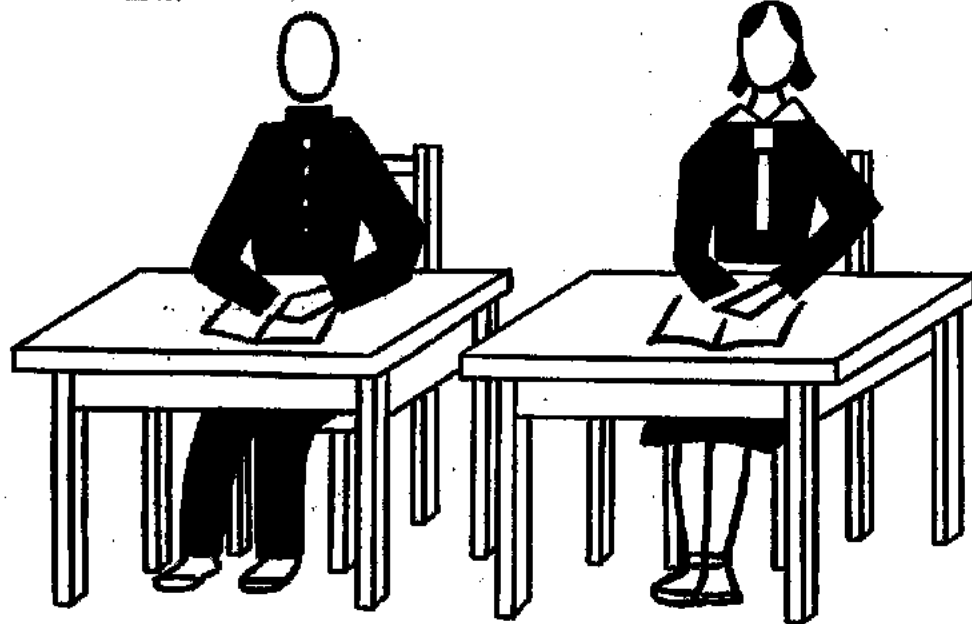
義務教育は初等教育6年であつた。
 (国民学校令)
 国民学校令8條では8年となつてい
 るが、実施は6年であつた。
 男子のみさらに4年又は5年の就学
 義務があつた。(青年学校令)

「共学」

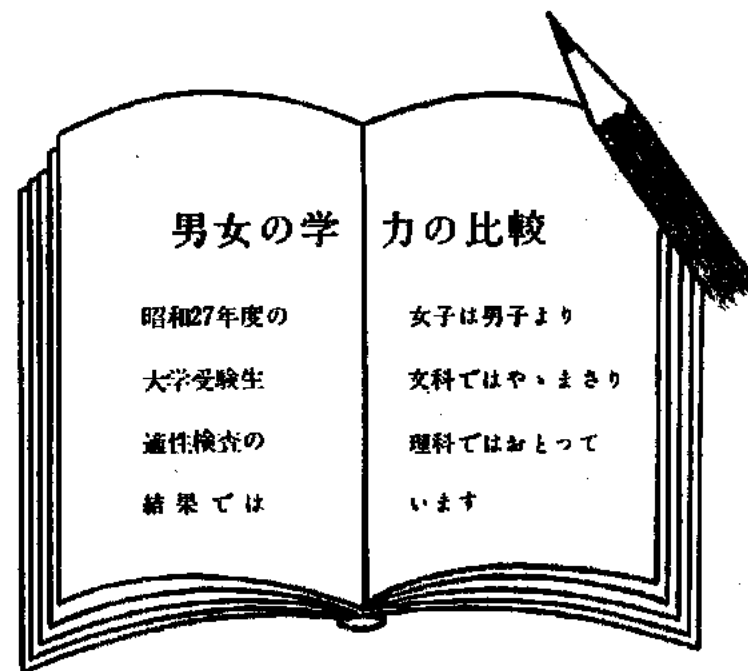
“男女7才にして席を同じうせず”と
云われたものですが
今では男女が机を並べて
同じ学課を勉強できます

小さい時からおたがいの
理解と協力をふかめます

女子も独立人として
成長してゆきます



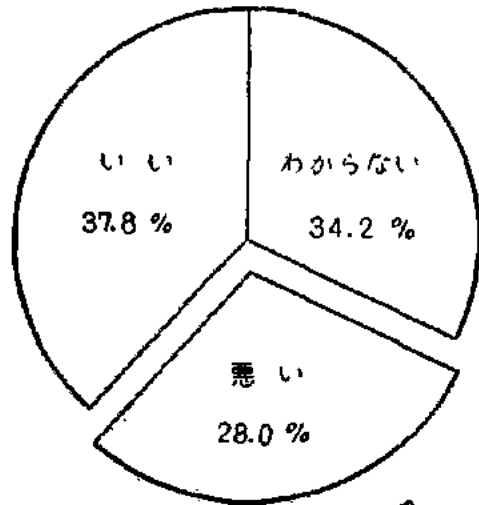
ここから正しい
男女交際も生れるでしょう



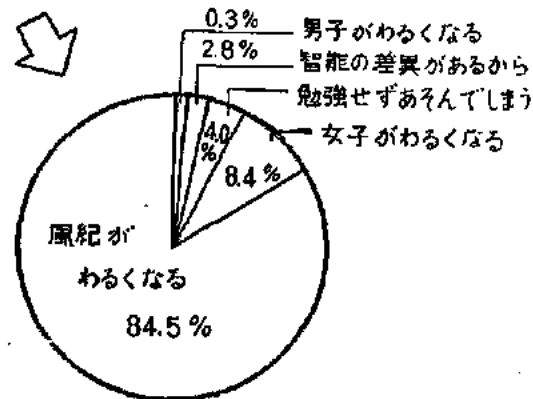
男女は互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は認められなければならない。(教育基本法5條)

男女共学についての世論

「新制高等学校の男女共学をどう思いますか」という質問に対する答え。



「悪い」という理由



法律改正前には

原則として男女別であつた。但し
国民学校2年以下は男女別の必要
なしとされていた。
(国民学校令)

昭和27年度新制大学等の進学適性検査成績

— 男女比較 —

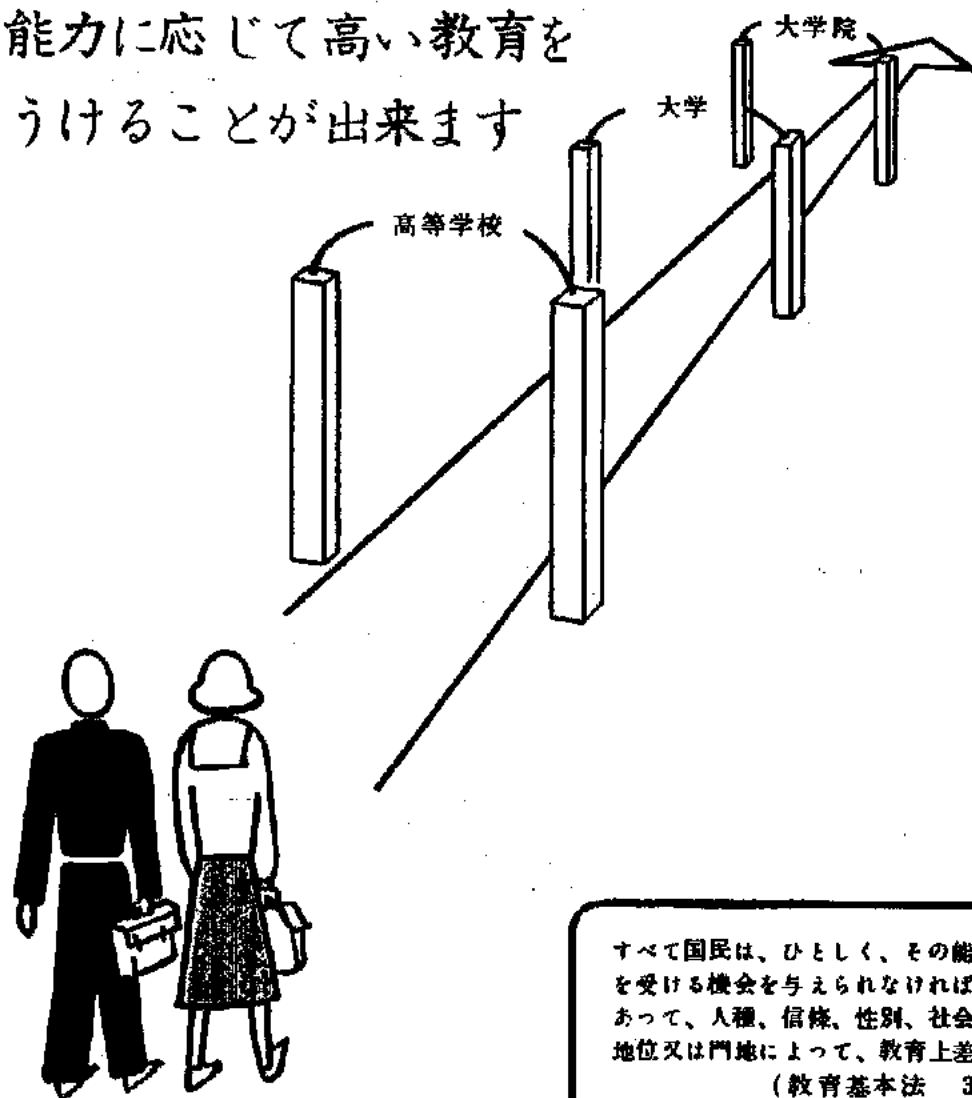
	調査 総数	平均得点数		
		総得点	文科	理科
男	1,849人	47.87点	24.98点	22.89点
女	294	45.53	25.38	20.15

註 1. 文部省調査「昭和27年度新制大学等の進学適性検査成績全国概況」による
2. 進学志願者 272,766名より 2,143名を抽出集計したもの。

註 1. 1952年3月国立世論調査所、時事通信社調査「婦人と青少年について」による。
2. 全国 279カ所より満20～60才の男女2500名を層化無作為抽出法により選り面接調査したもの。

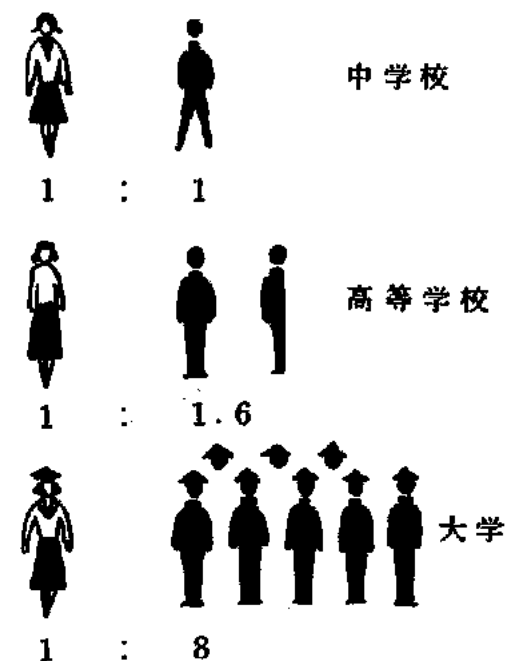
「機会均等」

男女の差別なく誰でも
能力に応じて高い教育を
うけることができます



すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育
を受ける機会を与えられなければならないもので
あって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的
地位又は門地によって、教育上差別されない。
(教育基本法 3 條)

1951年における
男女学生の割合



学校程度別の男女生徒数

(1951年4月)

性 別 程度別	男	女	計	男 女 比 (男 100人 につき女)
小 学 校	5,782,776	5,636,491	11,419,267	97.5
中 学 校	2,597,286	2,530,641	5,127,927	97.4
高 等 学 校	1,341,620	849,372	2,190,992	63.3
大 学	371,978	48,373	420,351	13.0
計	10,093,660	9,064,877	19,158,537	89.8

- 注 1. 文部省調査普及局調。
 2. 大学には新制大学、短期大学、旧制大学、旧制高等学校、大学予科、専門学校、教員養成諸学校を含む。
 3. 盲、ろうあ養護学校は除く。

法律改正前には

教育の機会は男女に差別があつた。
 高等学校は女子の入学を許さなかつた。

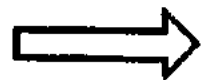
大学には女子の入学制限はなかつたが高等学校卒業、または大学予科卒業を第一順位としたので、一部の例外をのぞき女子は入学できなかった。

また女子のための専門学校や共学の専門学校はわずかだったので、多くの女子は高等教育をうける機会に恵まれていなかった。(高等学校令、専門学校令、大学令)

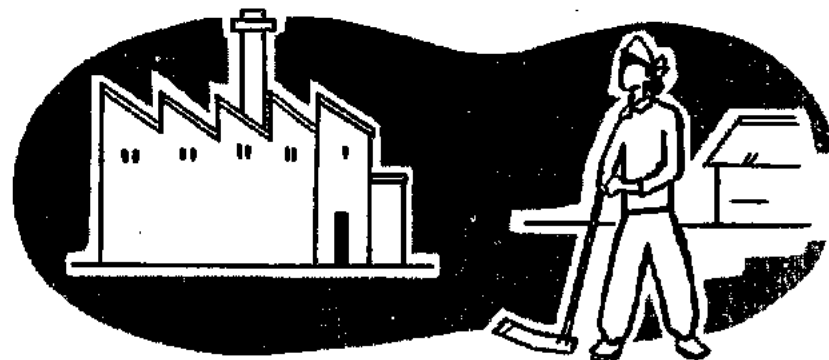
「いろいろな道」

学校をおわってから
進む道は
いろいろ

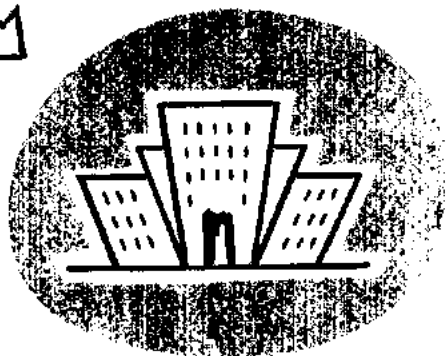
あります



職 業



上級学校



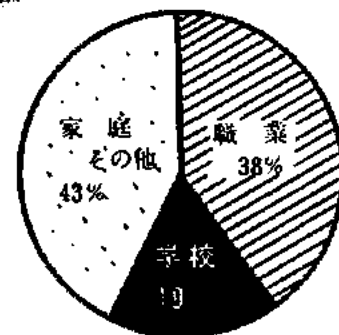
家 庭



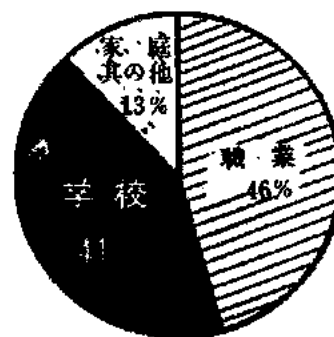
卒業後の状況

(1951年3月卒業の女子)

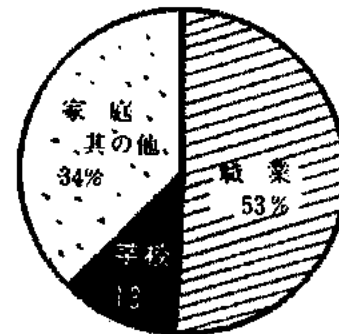
高等学校卒業生



中学校卒業生



大学卒業生



男女学生の卒業後の状況

1951年3月に卒業した女学生の卒業後の状況を男子とくらべると、中学校卒業生は、進学就業とも男子との開きが少く家庭にいる人も少いですが、高等学校卒業生では、無業のものが多いため、就業、進学率は男子にくらべてかなり低くなっています。大学卒業生になりますと、再び無業率が少くなり、女子の就業進学率は男子に接近しています。

区 分	中 学 校		高 等 学 校		大 学	
	男	女	男	女	男	女
卒 業 者 数	872,413人	840,948人	274,950人	168,901人	95,401人	17,264人
調 査 数	872,413 (100%)	840,948 (100%)	274,950 (100%)	168,901 (100%)	87,247 (100%)	15,098 (100%)
上級学校に入学した者	404,524 (46.4)	345,589 (41.1)	79,577 (28.9)	32,540 (19.3)	15,948 (18.3)	1,934 (12.8)
就 職 し た 者	407,380 (46.7)	385,288 (45.8)	142,265 (51.8)	63,332 (37.5)	54,867 (62.9)	8,032 (53.2)
農 林 業	200,435 (23.0)	194,747 (23.1)	27,935 (10.2)	13,363 (7.9)	740 (0.9)	58 (0.4)
非 農 林 業	206,945 (23.7)	190,541 (22.7)	114,330 (41.6)	49,969 (29.6)	54,127 (62.0)	7,974 (52.8)
無 業	49,047 (5.6)	97,010 (11.6)	41,389 (15.1)	65,771 (38.9)	4,119 (4.7)	3,919 (26.0)
死 亡	172 (0)	213 (0)	71 (0)	30 (0)	16 (0)	4 (0)
不 詳	11,290 (1.3)	12,648 (1.5)	11,648 (4.2)	7,228 (4.3)	12,297 (14.1)	1,209 (8.0)

註 1. 1951年6月文部省調査及局統計課「文部統計速報」による。

2. 大学には新制大学、短期大学、旧制大学、旧制高等学校、大学予科、専門学校を含む。

3. 大学卒業生の進学者の中にはインターンを含む。

「職業の機会」

あらゆる職場が婦人にひらかれています

はたらきのある職業人として 男子と共に よい仕事ができます

いま働いている婦人たち (1952年6月)

製造業



サービス業



商業金融業



運輸通信業



公務



総数 405万人
単位 = 5万人

農林業



建設業



鉱業



何人も、公共の福祉に反しない限り、………職業選択の自由を有する。(憲法22條)

すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う。(憲法27條)

何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業補導等について差別的取扱を受けることがない。………

(職業安定法3條)

働いている婦人の数

職場に出て働いている女子雇用者は、働いている女子全体の4分の1にすぎませんが、その内わけは製造業がもつとも多く、そのうち半分以上は紡織業です。

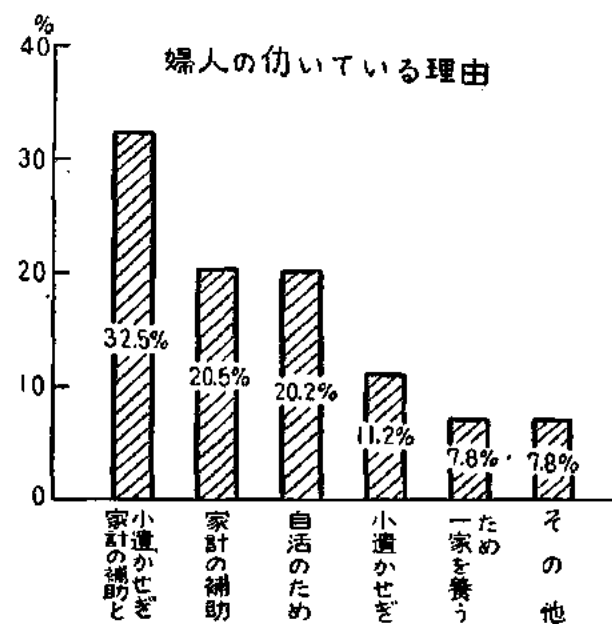
(単位千人)

区 分		総 数	女 子	総数中に しめる女 の割合	女子雇用 者の産業 別構成率
労働力調査		39,350人	16,340人	42%	%
就 業 者	総 数	38,930	16,190	42	
	自 営 業 主	10,270	2,100	20	
	家 族 従 業 者	14,440	10,040	70	
	雇 用 者	14,210	4,050	28	100
	農 林 業	490	190	39	5
	漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	210	10	5	*0
	鉱 業	620	70	11	2
	建 設 業	910	90	10	2
	製 造 業	4,950	1,700	34	42
	卸売、小売、金融、保険、不動産業	2,110	670	32	17
	運輸通信、その他の公益事業	1,720	200	12	5
失 業 者	サ - ビ ス 業	2,070	910	44	22
	公 務	1,130	210	19	5
失 業 者		420	150	36	4

- 註 1. * = 1%未満
2. 総府統計局「労働力調査」(1952年6月)による。
3. 数字はすべて調査結果の算数に推計乗率を乗じ千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字は、その内訳の合計に必ずしも一致しない。

法律改正前には

神職には20才以上の男子以外は就けなかつた。(官国弊社及び神官神部社神職任用令)
他の職業には法律上の制約はなかつたが、事実上男子のみで占められている職種が多かつた。



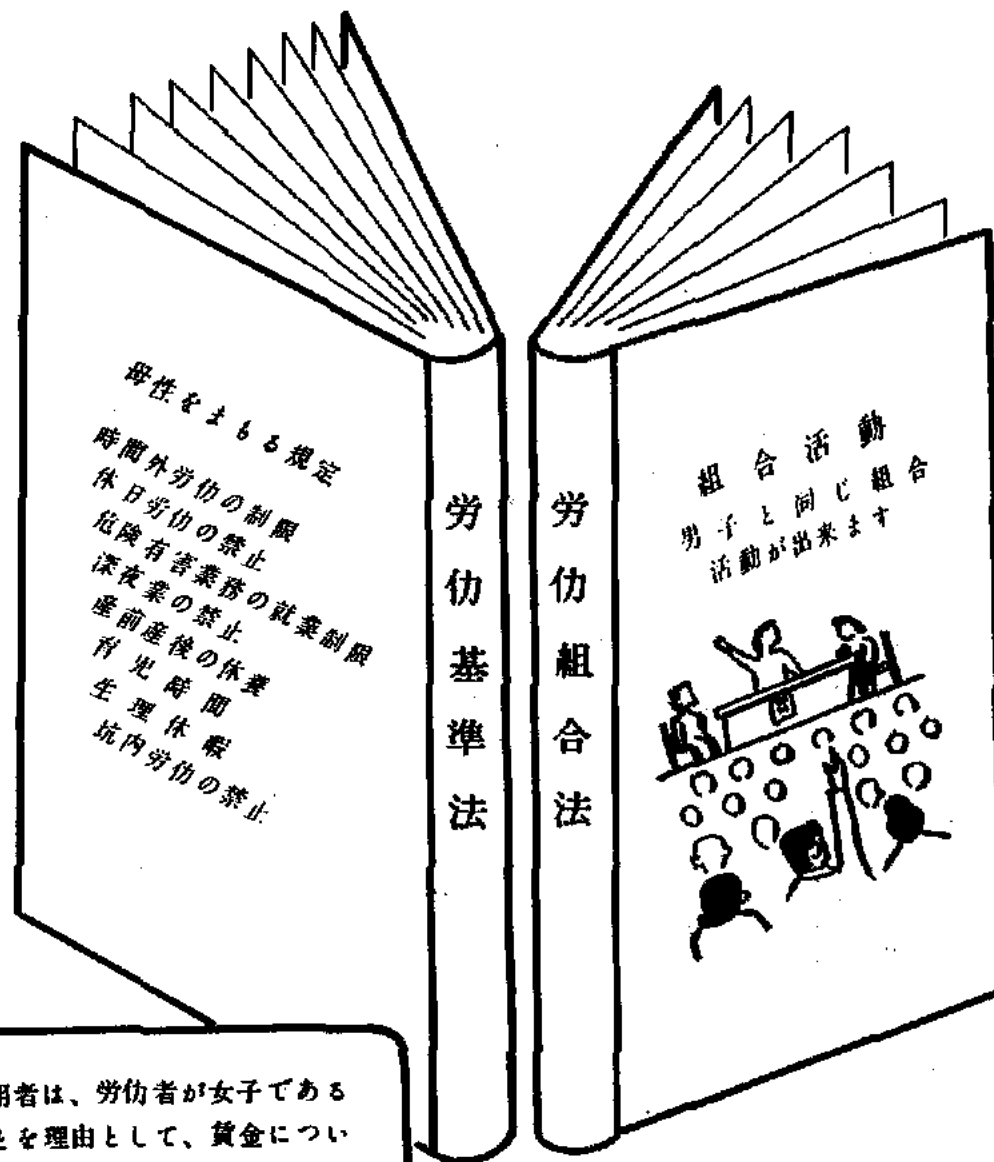
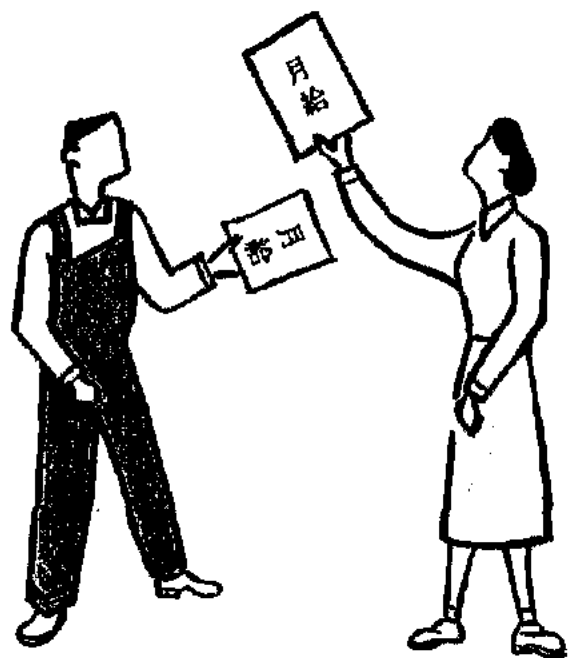
- 註 1. 1951年4月読売新聞社、労働省婦人少年局調査「婦人は何を考えているか」による。
2. 東京都内の事業所に働く18才以上の女子従業者中より層化割当法により1500名を抽出し、面接により調査、有効回収票数1,352票。

「働く婦人の権利」

労働者としての権利は
男子と平等です

また母性として
特別にまもられます

同一賃金の原則



使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。(労働基準法4条)

女子の賃金

1952年9月にあける女子労働者の平均賃金は男子労働者の45%です。このように女子の賃金が男子とくらべて低いのは、主として、女子労働者は年令、勤続年数、扶養家族数などの点で男子労働者との間に大きなひらきがあり、且つまた専門的技術的な職業につくことが少いためでありましょう。

一人一ヵ月平均現金給与総額 (1952年9月)

産業別	総数	男子	女子	男子に対する女子の割合
総数	13,638	15,860	7,215	45
鉱業	14,769	15,639	6,971	45
製造業	12,623	15,694	6,492	41
卸売及び小売業	14,250	17,323	8,153	47
金融及び保険業	22,614	29,172	12,132	42
運輸通信及びその他の公益事業	13,705	14,413	8,414	58

註 1. 労働省労働統計調査部調。

2. 総数の中には不動産業は含まれ、建設業は含まれない。

(1949年11月)

	男子	女子
平均年齢	32.5才	23.8才
平均勤続年数	6.6年	3.2年
平均扶養家族数	2.1人	0.2人

註 労働省労働統計調査部調。

男女別の組合組織状況 (1951年6月)

	総数	男	女	総数に対する女の割合	備考
雇用労働者数	13,360,000人	9,740,000人	3,620,000人	27%	総府統計局「労働力調査」による。
組合員数	5,685,835人	4,333,215人	1,352,620人	24%	労働省労働統計調査部「労働組合基本調査」による。
組織率	43%	44%	37%		
組合数	27,644				同上

組合役員数及び執行委員数 (1951年6月)

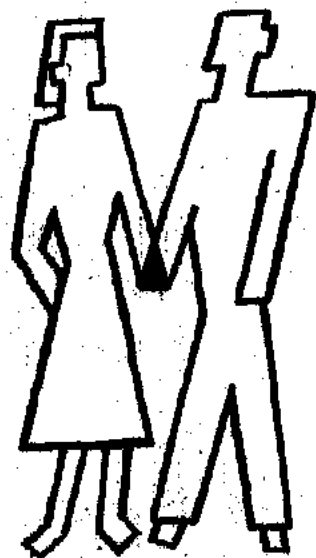
役員数			執行委員数		
総数	男	女	総数	男	女
105,863人	103,588人	3,275人	217,141人	201,471人	15,670人
100%	97%	3%	100%	93%	7%

註 1. 労働省労働統計調査部調。

2. 役員とは委員長、副委員長、書記長及び会計監査をいう。
執行委員とは委員長副委員長及び組合規約に基づいて選出されたその組合執行機関の構成員をいう。

「結婚の自由」

成年になれば 結婚の相手は
本人の意志できめられます

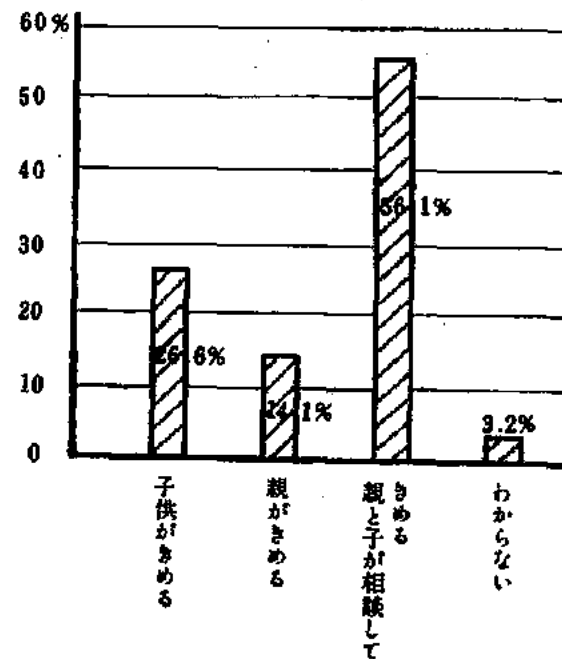


おたがいに 責任をもって
愛情と協力の家庭をきずきます

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。(憲法 24 条)

結婚の相手をきめることについての世論 *

「子供の結婚の相手は子供自身がきめた方がいい、と思いますか 親がきめたほうがいい、と思いますか」という質問に対する答え



結婚に関する新旧法制の比較

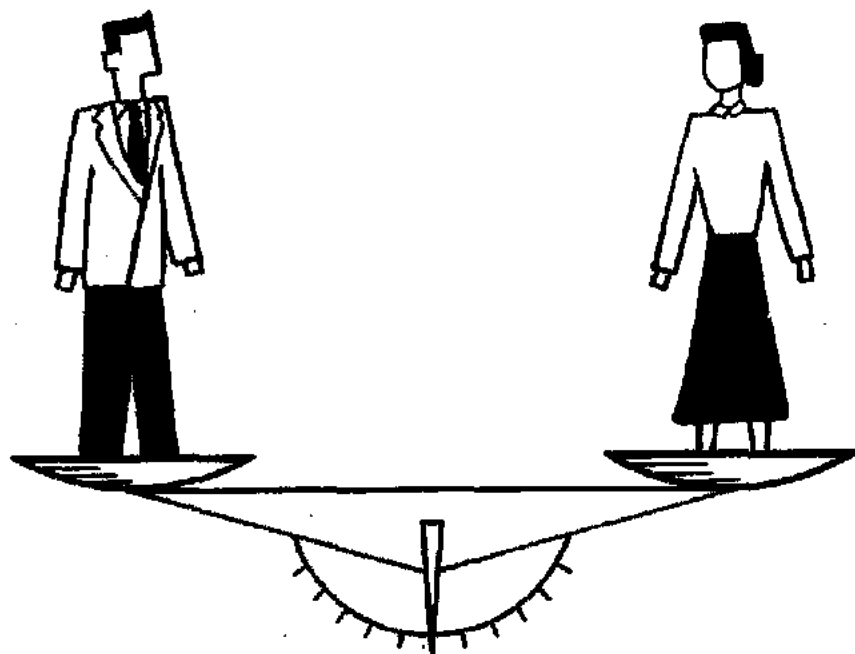
項 目	新 法	旧 法
婚 姻 の 成 立	成年者の婚姻には誰の同意もいらない。 (憲法 24 條)	戸主の同意が入要。(民法 750條) 30才未満の男子と25才未満の女子は父母の同意も入要。(民法 772條)
婚 姻 年 令	女子は満16才、男子は満18才。 (民法 731條)	女子は満15才、男子は満17才。 (民法 765條)
未成年者の婚姻	父母或は父か母かの同意がある。父母がい ないときは、誰の同意もいらない。 (民法 737條)	父母の同意が絶対に必要、父母がいなけれ ば、後見人及び親族会の同意がいつた。 (民法 4條)
相姦者との婚姻	禁止規定なし。	姦通した為に離婚又は刑の宣告を受けた者 は姦通の相手と婚姻できない(民法 768條)

* 結婚の相手をきめることについての世論

1. 1952年3月国立世論調査所、時事通信社調査「婦人と青少年について」による。
2. 全国 279ヵ所より満20～60才の男女2500名を層化無作為抽出法により選び、面接調査したもの。

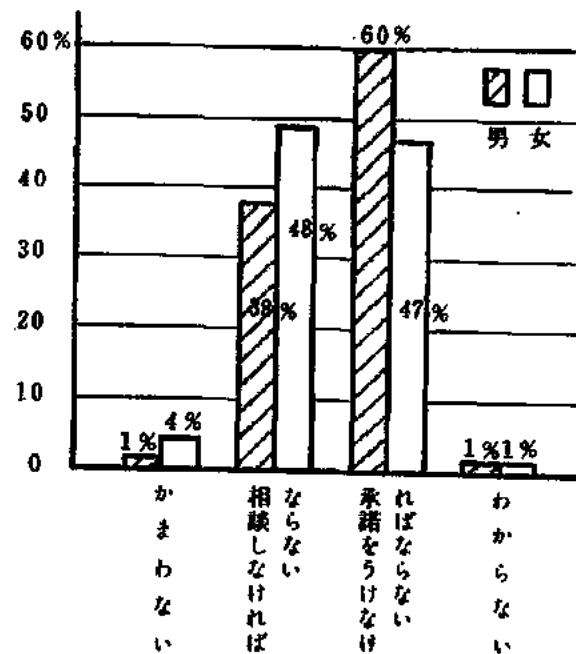
「夫婦の平等」

財産を管理すること
子に対する親としての立場
離婚の原因など すべての点で
夫婦の権利と義務は
平等です



妻の財産権についての世論*

「夫が急にまとまったお金が必要になったので 妻には話もしないで 妻の着物や指輪などを売ってそのお金を調えました その場合夫として妻の承諾をうけなくてもかまわないでしょうか」という質問に対する答え



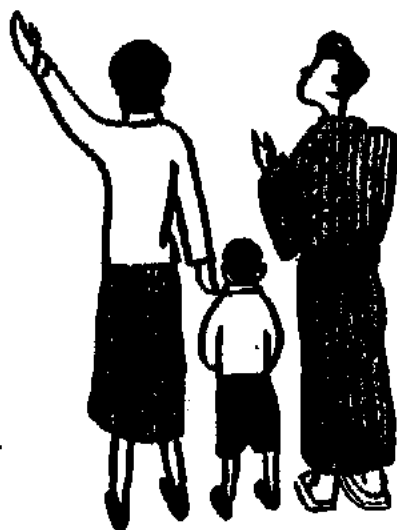
夫婦に関する新旧法制の比較

項 目	新 法	旧 法
夫 婦 の 氏	協議によつて夫又は妻の氏を名のる。 (民法 750條) 夫婦の一方が死亡したとき、他方は自分の意志で元の氏にもどつてももどらなくてもよい。(民法 751條)	妻は夫の家に入り、入夫は妻の家に入つた。 (民法 788條) 婚家及び実家の戸主の同意を得なければ、籍をもどすことができなかった。 (民法 737條)
同居扶助の義務	夫婦は同居して協力扶助する。 (民法 752條) 場所は協議できめる。	妻は夫と同居する義務がある。 (民法 789, 790條)
成年者たる能力の取得	未成年者も婚姻によつて成年者となる。解消してもそのまゝ。(民法 753條)	妻が未成年のときは夫が後見人となり、夫も未成年なら親権者や後見人が監督した。 (民法 791條)
財 産 管 理	妻の財産管理権を制限する規定なし。	夫は妻の財産を管理した。(民法 799條)
生 活 費 用	分担する。(民法 760條)	夫又は女戸主が負担した。(民法 798條)
債務に対する責任	日常の家事により生じた債務は、連帯して責任を負う。(民法 761條)	妻は責任がなかった。(民法 804條)
法 律 行 為	妻の法律行為を制限する規定なし。	妻は未成年者、低能狂人と同じく無能力で、夫の許可なく一定の法律行為はできなかった。(民法 1412條)
離 婚 の 成 立	協議離婚には、本人同士以外誰の同意もいらない。(民法 763條)	満25才になるまでは父母或は親族会の同意がいつた。(民法 809條)
裁判上の離婚理由	夫の不貞行為も離婚理由になる。 (民法 770條)	不貞行為は妻の場合のみ離婚理由となつていた。(民法 813條 2号)
離婚にともなう財産分与の請求	一方から他方に対して財産分与を請求出来る。協議不調なら家庭裁判所できめてもらう。(民法 768條)	該当條文なし。
親 権	親権は原則として父母が共同で行う。 (民法 818條)	原則として父だけが行う。母が行う時は親族会の同意があることがあつた。 (民法 877, 886條)

* 妻の財産権についての世論

1. 1950年4月労働省婦人少年局「封建性についての調査」による。
2. 全国の20才以上の男子1,131人、女子1,677人につき層別ランダム法により面接調査したもの。

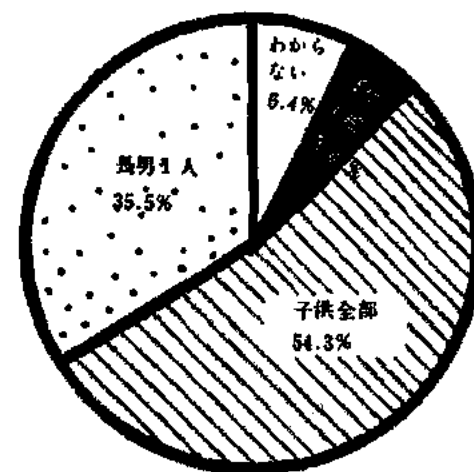
「扶 養」



親子のあいだ
きょうだい同士
扶養の義務と権利は
女子も男子と同じです

扶養についての世論*

「親を養う場合 長男1人がめんどろをみるやり方
と子供全部がめんどろをみるやり方と どちらがいい
とお考えになりますか」という質問に対する答え



直系血族及び兄弟姉妹は互に
扶養する義務がある。
(民法 877条)

扶養に関する新旧法制の比較

項 目	新 法	旧 法
扶 養 義 務	直系血族と兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある。特別の事情があれば家庭裁判所の審判により三親等内の親族間にも負わされる。(民法 877條)	戸主は家族に対して扶養の義務を負う。直系血族兄弟姉妹は互いに義務を負う。夫婦の一方と同じ家にある他の一方の直系尊属の間も同じく義務を負う。(民法 747, 954條)
扶 養 の 順 位 程 度 方 法	扶養するものの順位は協議できめる。不調のときは、家庭裁判所できめる。(民法 878條) 扶養を受ける者の順位も協議によつてきめる。不調のときは家庭裁判所できめる。(民法 878條) 扶養の程度、方法についても協議できめる。不調のときは、双方の事情を考慮して家庭裁判所できめる。(民法 879條)	配偶者、直系卑属、直系尊属、戸主「夫婦の一方と他方の直系尊属で同じ家にあるもの」兄弟姉妹の順で扶養の義務を負つた。(民法 955條) 直系尊属、直系卑属、配偶者「夫婦の一方と他方の直系尊属で同じ家にあるもの」兄弟姉妹その他の家族の順で扶養を受ける権利があつた。(民法 957條) 扶養の程度、方法については該当条文なし。

扶養についての世論

1. 1952年3月国立世論調査所、時事通信社調査「婦人と青少年について」による。
2. 全国 279カ所より満20～60才の男女2500名を層化無作為抽出法により選び面接調査したもの。

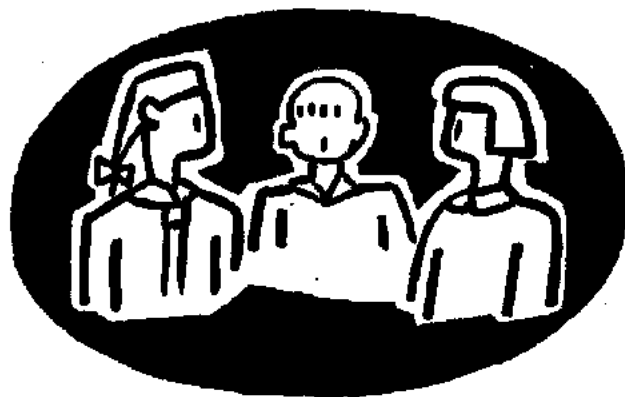
相 続



妻はいつでも
相続人



子はみんな
平等の資格で
相続します



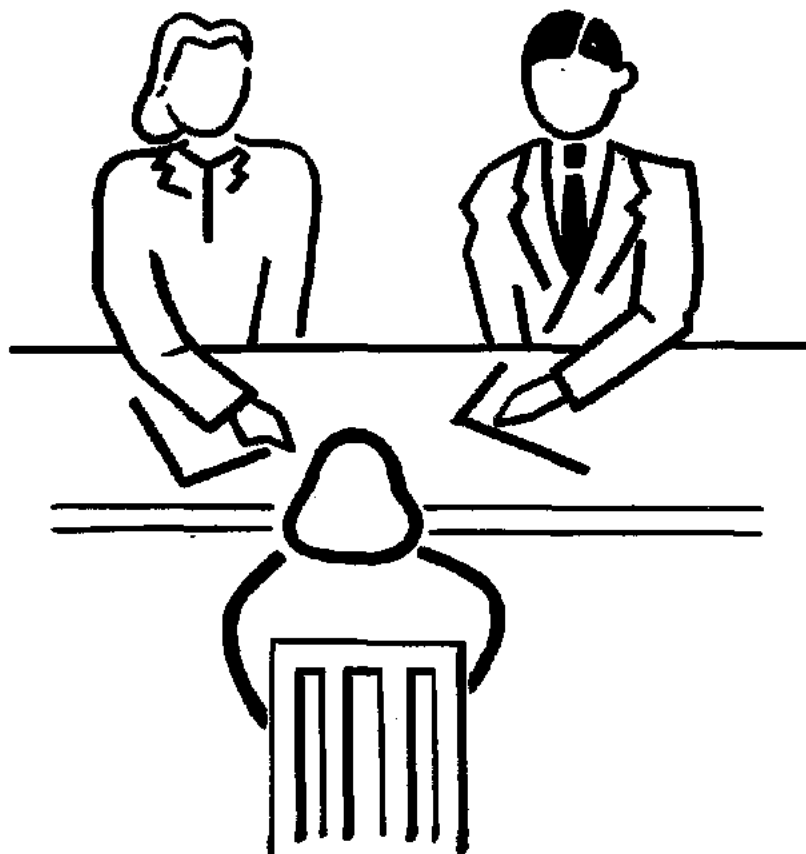
相続のしかた

	相続順位	わけかた
I	配偶者	き
	子	こ
II	配偶者	き
	親	き
III	配偶者	き
	兄弟姉妹	き

相続に関する新旧法制の比較

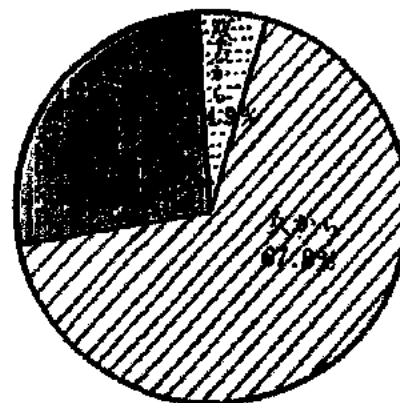
項目	新法	旧法
相続	遺産相続のみ。 相続は誰かが死んだときのみ行われる。(民法 882条)	家督相続と遺産相続とあつた。 家督相続は、死亡の外に隠居、入夫婚姻等により戸主がいなくなる場合に行われ、遺産相続は家族の死亡のとき行われた。 (民法 964, 992条)
相続順位	相続順位 第1順位 配偶者 子	家督相続 (1人) 順位 第1順位 法定家督相続人 1 嫡出男子(年長順に1人) 2 " 女子 (") 3 庶子男子 (") 4 " 女子 (") 5 私生児男子 (") 6 " 女子 (") 昭和17年までは2と3の順位が逆であつた。
相続分	相続分 第2順位 配偶者 親	相続分 第2順位 指定相続人(被相続人が指定) 第3順位 家族の中の1人 1 妻(入夫婚姻の場合) 2 兄弟のうち1人 3 姉妹のうち1人 4 普通の妻 5 兄弟姉妹の子 第4順位 親(父がさき) 第5順位 親族中の1人 第6順位 他人の子
遺留分	遺留分 第3順位 配偶者 兄弟姉妹 配偶者だけの場合	遺留分 第3順位 直系尊属 第4順位 月主 第5順位 直系尊属 第6順位 月主
	(民法 887, 889, 890条) (民法 900条) (民法 1028条) 代襲相続 第1第3の場合、相続人である直系尊属又は兄弟姉妹のうち相続をする前に死んでしまつた者がいて、その人に直系尊属があれば、その直系尊属は親の代りに相続人になる。 (民法 888, 890条) 相続人の不在 相続人が誰もいない場合には国家のものになる。(民法 951条) 註 1. (1)非嫡出の相続分は嫡出の2分の1 (2)親選い種選いの兄弟姉妹は2分の1。 2. 遺留分というのは相続人が必ずもらえると保障されているわけまえ。	(民法970, 979, 982, 984, 985条) (民法 986条) (民法 113条) 註 (1)非嫡出の相続分は嫡出の2分の1 (民法1004条) (民法1131条)

「家庭裁判所」

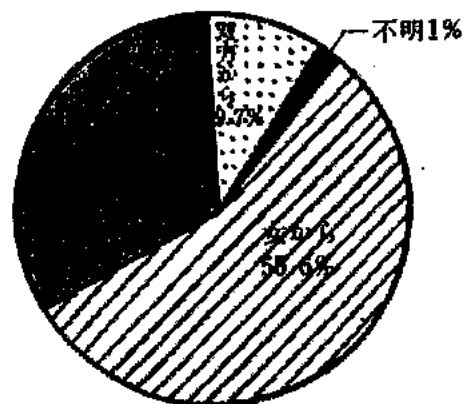


家庭内や親族間にいざこざがおきたときは
家庭裁判所で手軽に
解決してもらえます

男女別家事調停申立件数の割合



男女別家事審判申立件数の割合



家庭裁判所にあらわれた家庭問題

1951年の1年間に、全国の家庭裁判所でうけつけた調停事件のうち、最も多いのは離婚に関するもので、総件数の3分の1近くをしめています。全体を通じて女子からの申立てが多く、7割に上っています。審判事件の方では、相続の放棄に関するものが半数に近いです。

法律改正前には

家に関する重大な問題（家督相続人の廃嫡、選定など）を審議する機関として親族会があつた。また家庭裁判所がなかつたので家事に関する事件の解決も、訴訟によつて裁判所できめなければならなかつた。（旧民法）

家事調停事件数（1951年1月～12月）—新受のみ—

事件の種類	性 別	総件数	%	男からの申立	女からの申立	双方からの申立
離 婚		12,746	33.6	2,789	9,907	50
婚姻予約不履行に基づく慰謝料		3,883	10.2	496	3,363	24
婚姻解除、離婚離縁等の取消		2,993	7.9	954	1,522	517
夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分		1,917	5.1	607	1,294	16
扶 養 に 関 す る 処 分		1,781	4.7	506	1,130	145
離 縁		1,245	3.3	483	411	351
遺産の分割に関する処分		1,278	3.4	460	648	170
財産の分与に関する処分		744	2.0	178	572	24
そ の 他		11,303	29.8	3,876	6,858	550
総 件 数		37,920	100.0	10,349	25,705	1,847

- 註 1. 最高裁判所家庭局調。
2. うちわけは判明せるもののみの数であるため、うちわけの合計は総件数と必ずしも一致しない。

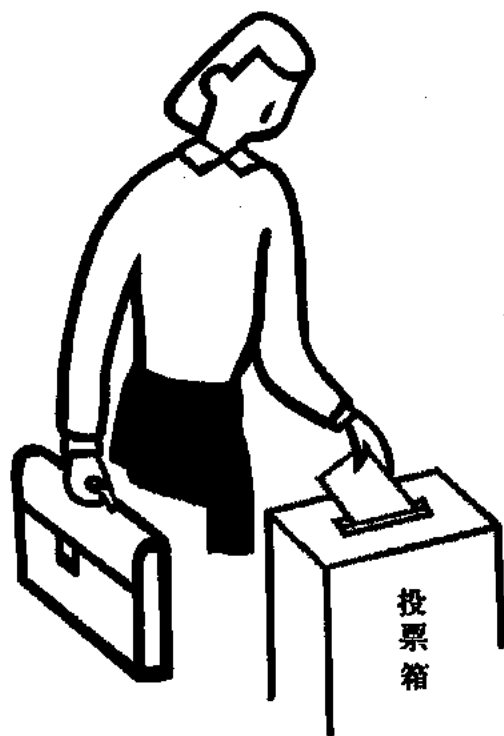
家事審判事件数（1951年1月～12月）—新受のみ—

事件の種類	性 別	総 数	%	男からの申立	女からの申立	双方からの申立
相 続 の 放 棄		191,000	56.3	62,652	128,263	85
子の氏の変更についての許可		42,432	12.5	18,605	21,217	2,610
養子をする事についての許可		37,266	11.0	3,825	5,373	28,068
後見人保佐人又は後見監督人の選任		17,990	5.3	12,006	5,930	54
特 別 代 理 人 の 選 任		16,251	4.8	2,303	13,487	461
戸籍法による名の変更についての許可		9,945	2.9	6,752	2,991	202
戸籍の訂正についての許可		4,639	1.4	2,574	1,729	336
相続の承認又は放棄の期間の伸長		4,320	1.3	1,898	2,420	2
離縁をすることについての許可		1,553	0.4	992	532	29
失踪の宣告及びその取消		1,186	0.3	710	475	1
親 権 者 の 指 定 又 は 変 更		1,289	0.4	373	897	19
そ の 他		11,547	3.4	4,812	5,281	915
総 件 数		339,418	100.0	117,502	188,595	32,782

- 註 1. 最高裁判所家庭局調。
2. 本表中の「特別代理人」とは親権についての代理人をさす。
3. うちわけは判明せるもののみの数であるため、うちわけの合計は総件数と必ずしも一致しない。

選挙権

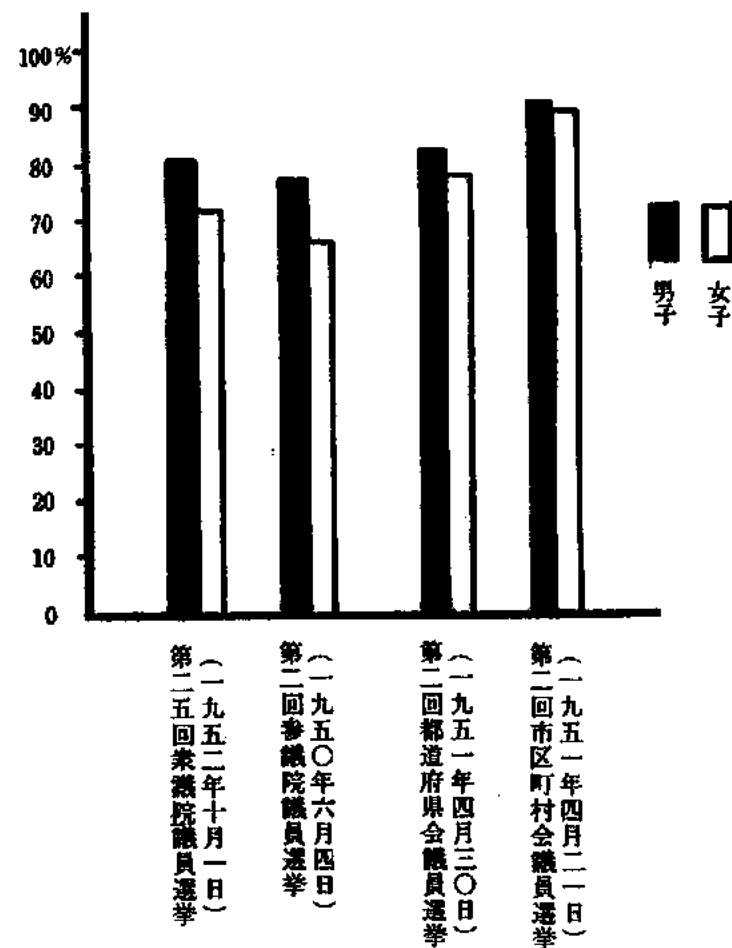
だれでも満20才になると
選挙権をもちます



衆議院議員
参議院議員
地方公共団体の
議会の議員
都道府県知事
市長 村長
教育委員会の委員
をえらびます

婦人が初めて投票したのは昭和21年4月10日です

投票率



男 女 の 投 票 率

選 挙 別	投 年 月 票 日	計	男	女
第22回 衆議院議員選挙	1946. 4. 10	72.1%	78.5%	67.0%
第1回 参議院議員選挙	1947. 4. 20	61.1	69.6	54.2
第23回 衆議院議員選挙	1947. 4. 25	67.9	74.9	61.6
第24回 衆議院議員選挙	1949. 1. 23	74.0	80.7	67.6
第2回 参議院議員選挙	1950. 6. 4	72.2	78.2	66.7
第25回 衆議院議員選挙	1952. 10. 1	76.4	80.5	72.8
第1回 都道府県会議員選挙	1947. 4. 30	81.6	83.3	80.6
第1回 市区町村会議員選挙	1947. 4. 30	81.1	82.9	79.5
第2回 都道府県会議員選挙	1951. 4. 30	83.0	84.9	81.3
第2回 市区町村会議員選挙	1951. 4. 23	91.0	91.1	91.0

註 自治庁選挙部管理課調。

法律改正前には

衆議院議員選挙権は「帝国臣民たる男子にして年令25年以上の者」に限られていた。(衆議院議員選挙法) 貴族院議員は公選によらない。地方議会(府県会、市会、町村会)は市町村公民が選挙するが、市町村公民とは「帝国臣民たる年令25年以上の男子にして2年以来市町村住民たる者」をさすから(地方制) 婦人は除外されていた。

第25回衆議院議員選挙における有権者数

計	男	女
46,771,884人	22,312,346人	24,459,538人

註 自治庁選挙部管理課調。

「公職につく権利」

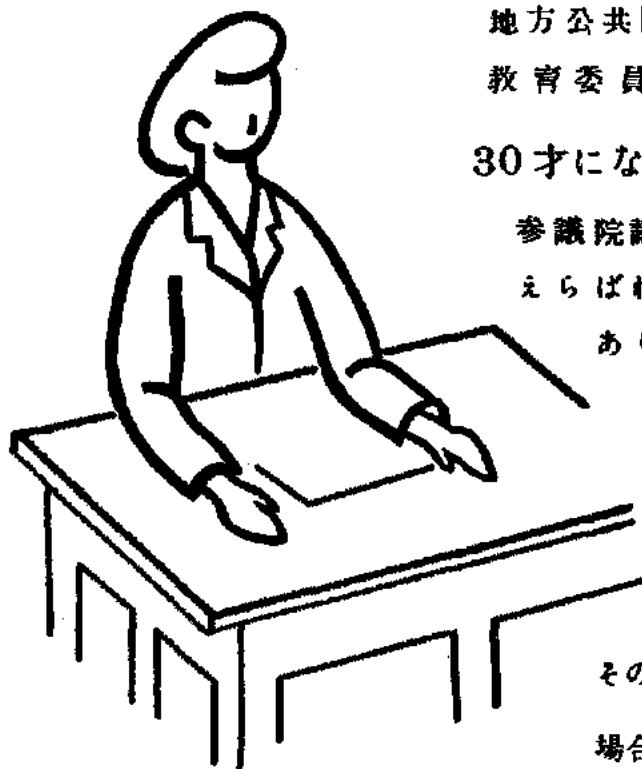
すべての公けの仕事も婦人に
ひらかれています

男女とも25才になると

衆議院議員
地方公共団体の議会の議員
教育委員会の委員に

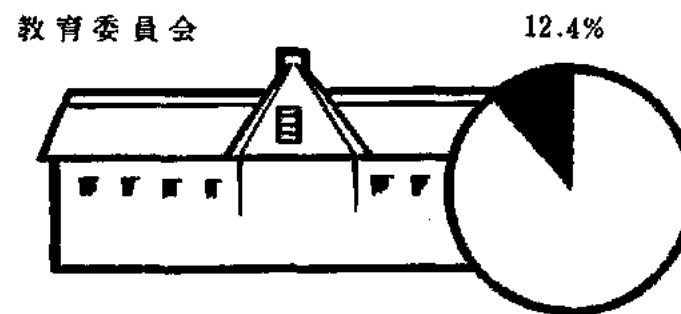
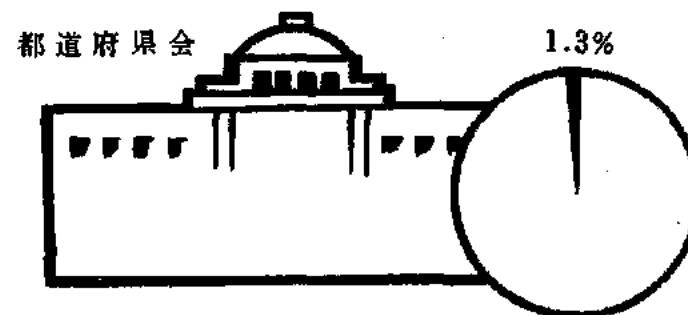
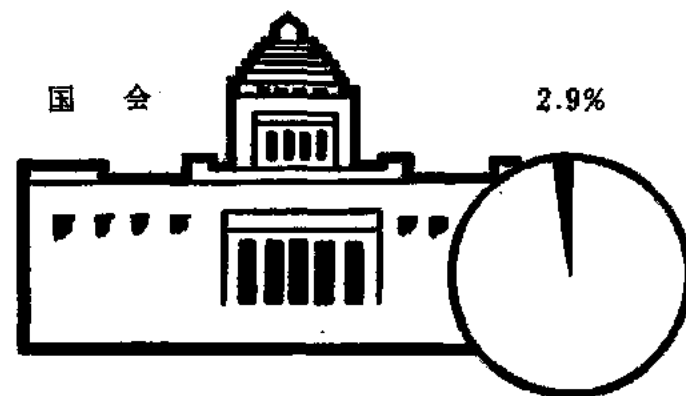
30才になると

参議院議員 知事に
えられる資格が
あります



その他の公職につく
場合も男女の差別は
ありません

現在公職にある婦人の割合



(市町村教育委員会を除く)

公 職 に あ る 婦 人

		総 数	男	女	総数に 対する女子 の百分比	備 考
公 選 に よ る も の	国 会 議 員	人	人	人	%	衆議院事務局調 (1952. 11)
	衆 議 院 議 員	466	457	9	2.1	参議院事務局調 (1952. 2)
	地方公共団体の職員及び長					自治庁選挙部調
	都道府県会議員	2,611	2,577	34	1.3	(1952. 3)
	市区会議員	10,030	9,870	160	1.6	(1952. 3)
	町村会議員	171,500	170,709	791	0.5	(1952. 3)
	町 村 長	9,769	9,762	7	0.1	(1952. 3)
	教育委員会の委員					文部省調査局、初等中等教育課調
	都 道 府 区 (1)	322	282	40	12.4	(1952. 11)
	農林委員会の委員	1,258	1,170	88	7.0	(1952. 11)
任 命 委 員 指 定 に よ る も の	都 道 府 県 村	690	689	1	0.1	農林省農政局農政課調
	市 町	115,289	115,228	61	0.1	(1952. 2)
	公安委員会の委員					国家地方警察本部総務部企画課調
	都 道 府 県 村	5	4	1	20.0	(1952. 2)
	市 町	150	148	2	1.3	(1952. 2)
	家庭裁判所委員	1,647	1,644	3	0.2	(1952. 2)
	調 停 委 員					最高裁判所家庭局第二課調
	選挙管理委員会の委員	19,865	16,733	3,132	15.8	(1951. 2)
	全 都 道 府 県 (2)	6,653	5,713	940	14.1	(1951. 2)
	民生委員児童委員					自治庁選挙部調
	都 道 府 県	7	7	0	0	(1951. 11)
	市 町	233	218	15	6.4	(1951. 11)
	厚生委員児童委員	71,351	57,669	13,682	19.2	厚生省社会局庶務課調
	優生保護審査委員会の委員					(1952. 1)
	都 道 府 県	25	25	0	0	厚生省公衆衛生局庶務課調
	市 町	440	409	31	7.0	(1951. 8)
	労働委員会の委員					(1951. 8)
	中 地 央 方	21	21	0	0	労働省労務局法規課調
	市 町	738	737	1	0.1	(1952. 2)
	労働基準審議会の委員					(1952. 2)
	中 地 央 方	21	20	1	4.8	労働省労働基準局庶務課調
	市 町	690	667	23	3.3	(1952. 2)
	職業安定審議会の委員					(1952. 2)
	中 地 央 方	21	20	1	4.8	労働省職業安定局庶務課調
	市 町	690	644	46	6.7	(1952. 2)
	社会教育委員					文部省社会教育局社会教育課調
	都 道 府 県 村	759	616	143	18.8	(1951. 10)
	市 町	71,666	61,769	9,897	13.8	(1951. 10)

註 (1) 町村は確実な男女別の委員数不明のためはよく。

(2) 都道府県会において、その地区の有権者中から選挙する。

— 法律改正前には —

男子のみ国会議員の被選挙権を有した。

衆議院議員は「帝国臣民たる男子にして年令30年以上の者」のなかから公選でえらんだ。(衆議院議員選挙法) 貴族院議員は「1. 皇族の成年男子 2. 公侯爵(30才以上) 3. 80才以上の伯子男爵中より互選 4. 国家に勤労あり、又は学識ある満30才以上の男子にして勅任せられたもの 5. 満30才以上の男子にして帝国学士院会員たるものの中から4人(互選) 6. 多額納税者の満30才以上の男子中より勅任」された。(貴族院令)

府県知事は天皇が親任した。

(地方官官制)

市長は市会で選挙された。

市町村公民は地方議会(府県会、市会、町村会)の議員の被選挙権を有したが、市町村公民とは「帝国臣民たる年令25年以上の男子にして2年以来市町村民たるもの」をさすから(地方制)婦人は除外された。

「市民活動」

すべての社会活動に

女子も男子と同様に参加できます



すみよい村や町をつくるために

力を合せてしごとをします

集会、結社及び言論、出版その他一切
の表現の自由は、これを保障する。

(憲法 21条)

婦人団体数と会員数 (1951年3月)

団 体 別	団 体 数	会 員 数
地 域 団 体	11,143	5,368,612 ^人
文 化 団 体	687	156,140
計	11,830	5,524,752

註 1. 文部省社会教育課調。

2. 本数字は各都道府県社会教育課に届出たもののみであり、9県は未報告である。

法律改正前には

婦人は政党に参加することはできなかつた。(治安警察法5條)

— すみよい村やまちをつくるために —

- ひとりひとりがよい社会人になる
- みんなで有益なしごとをする(団体活動など)
- 正しい選挙をして りつばな代表をえらぶ
- 村やまちの議会や役所にはたらきかけて よい政治がおこなわれるようにする
- できれば議員にもなつたり その他公のしごとにもたずさわる

— こんなことが考えられます —

新しい時代の日本婦人の生活は

このように かがやかしいものです

この権利をよく知り

毎日の生活のなかに 十分いかしましょう

それは 婦人の義務でもあります



不許複製

1953年3月10日 印刷
1953年3月15日 発行

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町1ノ7
労働省婦人少年局

印刷人

東京都中央区船町2ノ8
永井直保

印刷所

東京都中央区入船町2ノ8
永井印刷工業株式会社

